

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月30日
【発行者名】	アドバンス・ロジスティクス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 高坂 健司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング17F
【事務連絡者氏名】	伊藤忠リート・マネジメント株式会社 執行役員 財務経理本部長 大久保 宏晃
【連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング17F
【電話番号】	0120-300-780
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

アドバンス・ロジスティクス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が、本日開催の本投資法人役員会において以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第23号、その後の改正を含みます。）第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第117条第2号、第3号および第6号に規定する一般事務（投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務並びに投資証券の発行に関する事務等）に関し、以下のとおり一般事務受託者をみずほ信託銀行株式会社から三井住友信託銀行株式会社に変更することを決定しました。

（１） 主要な関係法人（投資主名簿管理人）でなくなる法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

A 名称

みずほ信託銀行株式会社

B 資本金の額

247,369百万円（2024年3月末日現在）

C 関係業務の概要

① 投資主の名簿に関する事務

a. 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務

b. 投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務

② 本投資法人の投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等（以下本（１）において「投資主等」といいます。）の氏名及び住所の登録に関する事務

③ 募集投資口の発行に関する事務

④ 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務

⑤ 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務

a. 投信法第137条に定める金銭の分配（以下本（１）において「分配金」といいます。）の計算及びその支払のための手続に関する事務

b. 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払に関する事務

⑥ 新投資口予約権原簿の作成、管理及び備置に関する事務

⑦ 新投資口予約権の行使による本投資口の発行に関する事務

⑧ 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行に関する事務

⑨ 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務

⑩ 法令又は事務委託契約（投資口事務受託契約）により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務

⑪ 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申し出の受付に関する事務

⑫ 総投資主通知等の受理に関する事務

⑬ みずほ信託銀行株式会社（以下本（１）において「投資主名簿等管理人」といいます。）が管理する本投資法人の発行総口数と振替機関（以下、振替法第2条第2項に定める振替機関をいいます。）より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合

⑭ 本投資法人の情報提供請求権（振替法第277条に定める請求をいいます。）行使に係る取次ぎに関する事務

⑮ 振替機関からの個別投資主通知（振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務

- ⑯ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。その後の改正を含みます。）に関する事務
- ⑰ 投資主等の提出する届出の受理に関する事項
- ⑱ 投資口の併合、分割に関する事項
- ⑲ 前記①から⑱までに掲げる委託事務に係る印紙税等の代理納付
- ⑳ 前記①から⑲までに掲げる委託事務に付随する事務
- ㉑ 前記①から㉑までに掲げる事務のほか、本投資法人与投資主名簿等管理人が協議の上定める事務

(2) 新たに主要な関係法人（投資主名簿管理人）となる法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

A 名称

三井住友信託銀行株式会社

B 資本金の額

342,037百万円（2024年3月末日現在）

C 関係業務の概要

- ① 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務
- ② 投資主名簿への投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等（以下本（2）において「投資主等」といいます。）の投資主名簿記載事項の記録、投資主名簿と振替口座簿に記録すべき振替投資口数との照合に関する事務
- ③ 投資主等の住所及び氏名若しくは名称の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- ④ 投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- ⑤ 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等各種送付物の送付及びこれらの返戻履歴の管理に関する事務
- ⑥ 議決権行使書面の作成、受理及び集計に関する事務
- ⑦ 金銭の分配（以下本（2）において「分配金」といいます。）の計算及びその支払に関する事務
- ⑧ 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及び支払に関する事務
- ⑨ 新投資口予約権原簿の作成、管理及び備置に関する事務
- ⑩ 新投資口予約権の行使に関する事務
- ⑪ 新投資口予約権原簿への新投資口予約権者及び登録新投資口予約権質権者（以下本（2）において「新投資口予約権者等」といいます。）の新投資口予約権原簿記載事項の記録並びに新投資口予約権原簿と振替口座簿に記録すべき振替新投資口予約権数との照合に関する事務
- ⑫ 新投資口予約権者等の住所及び氏名の記録又はその変更事項の記録に関する事務
- ⑬ 投資主名簿及び新投資口予約権原簿の閲覧又は謄写若しくは証明書の交付に関する事務
- ⑭ 自己投資口及び自己新投資口予約権の消却に関する事務
- ⑮ 投資口及び新投資口予約権に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出若しくは報告に関する資料の作成事務
- ⑯ 投資口の併合、投資口の分割、募集投資口及び募集新投資口予約権の発行、合併等に関する事務等の臨時事務
- ⑰ 委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類の整理保管に関する事務
- ⑱ 支払調書等の作成対象となる投資主等、新投資口予約権者等の個人番号及び法人番号（以下本（2）において「個人番号等」といいます。）について、振替機関あて請求及び通知受領に関する事務
- ⑲ 本投資法人の投資主等、新投資口予約権者等に係る個人番号等の収集に関する事務
- ⑳ 本投資法人の投資主等、新投資口予約権者等の個人番号等の登録、保管及び別途定める保管期間経過後の廃棄又は削除に関する事務

- ㉑ 行政機関等あて個人番号等の提供に関する事務
- ㉒ その他振替機関との情報の授受に関する事項
- ㉓ 前記①から㉒までにに関する照会に対する応答
- ㉔ 前記①から㉓までに掲げる事項に付随する事務

本投資法人の発行する未上場投資口及び未上場新投資口予約権については、上記①から㉔までに定める委託事務のほか、次に掲げる事務の代行業を三井住友信託銀行株式会社（以下本（２）において「投資口事務代行等受託者」といいます。）へ委託し、投資口事務代行等受託者はこれを引受けます。なお、本投資法人が発行する振替投資口以外の投資口及び振替新投資口予約権以外の新投資口予約権についても同様とします。

- ㉕ 投資主等及び新投資口予約権者等の印鑑又はその変更登録に関する事務
- ㉖ 投資証券不所持に関する事務
- ㉗ 投資証券及び新投資口予約権証券の交付及び保管に関する事務
- ㉘ 信託財産の表示又はその抹消に関する事務
- ㉙ 前記㉕から㉘までに掲げる事項に付随する事務

（３）異動の理由及びその年月日

A 異動の理由

本投資法人は、投信法第117条第2号、第3号及び第6号に規定する一般事務をみずほ信託銀行株式会社に委託していますが、三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（以下「MFLP」といいます。）と本投資法人との間で2024年8月5日に締結された、MFLPを吸収合併存続法人とし、本投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約の効力発生日以後、円滑に本投資法人の投信法第117条第2号、第3号及び第6号に規定する一般事務をMFLPの同事務受託者である三井住友信託銀行株式会社に引き継ぎするため、本合併の効力発生日前に、同一般事務を三井住友信託銀行株式会社に委託することとしたものです。

B 異動の年月日

2024年10月30日 みずほ信託銀行株式会社への一般事務委託の終了

2024年10月31日 三井住友信託銀行株式会社への一般事務委託の開始